

また、裘錫圭の説を受け継ぐ李宗煜が「豊豊辨」の説くところを批判し（李宗煜「從豊豊同形談商代的新酒與陳釀」、《出土材料與新視野》台北中研院二〇一三年）、「一形多用」の立場から、

豊（豊）は、玉を飾った大鼓で、鼓聲が宏大で充盈するところから引申して大、滿の字義が生まれ、遂には豊かとなる。鐘鼓は本来禮樂用の樂器であったものが、遂には鼓の形から禮が想起されるようになる。實物が豊滿や禮節を表示するわけである。

という所説は表意的であると批判して、自説を確かめている。

（笠川直樹）

長子口墓不是微子墓

本論文は、「長子口」銘を持つ青銅器が多数出土した西周代の古墓について、文献に見える「微子」の墓ではないことを論じた短編である。なお、本論文には拓本が掲載されていないので、次図は『近出殷周金文集録二編』二〇一を引用した。



当該の大墓は、河南省鹿邑県で一九九七年に発見されたもので、墓主は六〇歳前後の男性と推定されている。また三五件の「長子口」銘の青銅器、および三件の「子口」銘の青銅器が出土した。

当初の発掘簡報では、殷墟甲骨文に見える「長子」を「長国の諸侯」とし、「長子口」の祖父であるとした。さらに、その後の発掘報告では「長子口」を「長を氏とする」としている。そして、そのほかの「長子」あるいは「長由」の銘をもつ青銅器も「長氏」のものとし、「長氏」が西周前半期まで存在したとした。

一方、二〇〇二年には王恩田が「長子口」を文献資料に見える「微子啓」あるいはその弟の「微仲衍」とした（筆者注・微子啓は宋の初代諸侯、微仲衍は第二代）。

同年、日本で松丸道雄がこれに同調し、「長子口」を「微子啓」とする文章を朝日新聞に発表した。論拠としたのは、1. 「長」字は訛誤で「微」字になりうる、2. 『呂氏春秋』誠廉で微子が「世為長侯、守殷常祀」だったとするのが「長国の侯」と解釈できる、3. 「口」が上古音で「啓」と同紐と解釈できるという三点である。つまり、本来は「長子口」だったのが訛誤や通用により「微子啓」になったとするのである。

本論文の著者である林澧は、年賀状で松丸道雄に対していくつかの反論をしたという。林澧は個人的な討論としていたのだが、二〇〇四年に常耀華が松丸道雄の主張を『中国文物報』に中国語訳して掲載し、さらに高西省も同誌において「長子口」を「微子啓」とする文章を発表したため、あらためて正式に自身の見解を発表したという経緯である（筆者注・本論文の執筆は二〇〇四年だが公刊は二〇〇五年）。

林澧は、以下の三点を反論として挙げている。
一点目は字形である。王恩田は、字形の上部を区別せず、杖を持つ

た形が「長」で持たない形が「微」としたが、そのような使い分けは見られない。「長」と「微」は、人の形の上部に相違があり（本頁に引用した表を参照）、また牆盤では同一銘文中で両者の字形が使い分けられている。

	商	西周	東周
長	𠄎	𠄎	𠄎
微	𠄎	𠄎	𠄎

西周代には「長子狗鼎」や「長由簋」などがあり、長氏の存在を証明している。また牆盤は殷代から微氏が存在したことを証明しており、この両族は同一氏族ではあり得ない（筆者注…時代が降る牆盤を用いずとも殷墟甲骨文には『甲骨文合集』六九八七・『甲骨文合集補編』一八三六など多数に地名・族名として「微」が見える。なお、殷墟甲骨文に「長子」の語が見えるのは第三期のみであり、この時代には称号としての「某子」や「子某」が使われていないので、この場合には文字通り「年長の子」と考えるべきである。文章が完整しているのは『甲骨文合集』二七六四一のみであり、「其又（侑）長子」とあるので、死去した長子と考える問題はない）。

二点目は、『呂氏春秋』誠廉の解釈である。松丸道雄は「世為長侯」を「世々、長の侯と為る」と解釈するが、微子が封建されたのは宋国であり、長国ではない（筆者注…微子は称号から初封が微と考えられ、宋への初封は第三代の宋公と推定さ

れるが、『呂氏春秋』が著された戦国時代には微子の宋国封建が広く信じられていたので、この議論は成立する）。また宋国の都城は商丘であり、大墓が位置する鹿邑県から離れている（筆者注…殷代～西周代初期の微の位置は不明）。

『呂氏春秋』の「世為長侯」は、「又使保召公就微子開（筆者注…前漢景帝の避諱）於共頭之下、而与之盟曰」に続く句であり、「長」は地位を示すものとして読むべきである。宋公は殷王の末裔であるため、東周時代にも王の下、諸侯の上という特殊な地位を保持していた。これが「世為長侯（世々、侯に長たり）」を指している（筆者注…これも実態とは言えないのであるが、やはり戦国時代には広く信じられていたので議論が成立する）。

三点目は器物の件数である。高西省は当該の墓が「九鼎八簋」であることから身分が非常に高いとするが、実際には墓中から発見された銅鼎は二二件、銅簋・陶簋は合計一二件である。高西省は、そのうち九件の銅鼎（析子孫方鼎二、子方鼎二、長子口帶蓋方鼎五）と八件の陶簋（雷紋無耳陶簋四、雷紋双耳陶簋四）を恣意的に取り出しただけのことである。

そもそも「九鼎八簋」自体が西周代の用鼎制度の実態に合致していない。実際には、五件の同形鼎を一組にし、また四件の同形銅簋または同形陶簋を一組にするという現象があり、当該の大墓出土の銅器・陶簋でもその組み合わせが見られる。

（落合淳思）